

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (平成 21 年奈良市条例第 34 号)の一部改正骨子(案)

記

条例を次のとおり改正するものとする。

- 条例第 2 条（定義）に地域自治協議会の定義を追加する。

(8) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

- 条例第 8 条の 2 として地域自治協議会の役割に係る規定を追加する。

第 8 条の 2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民等にかかれた取組を行わなければならない。
- 3 前 2 項の他、地域自治協議会の設置及び運営に関する事項は、規則で定めるものとする。

- 上記の規定の追加に伴う所要の改正を行う。